

スポット市場における機会費用及び限界費用の考え方と運用方針について

(趣旨)

本件は、機会費用及び限界費用の考え方と運用方針について書面開催でご検討をいただくもの。

1. 概要 ※詳細は第67回制度設計専門会合（11月26日開催）資料参照

昨冬発生したスポット市場価格の高騰の検証に際しては、燃料不足が懸念される場合においては、プライステイカーであっても機会費用を考慮した限界費用において入札を行うことが経済合理的と考えられ、その時点での電気の価値を価格シグナルとして発信し、燃料不足の状況における系統利用者の適切な行動を促す観点からも、機会費用の考え方を取り入れることが適当であるとされた。このため、市場支配力のある事業者の相場操縦行為の抑止に十分に留意しつつ、燃料不足が懸念される場合における旧一電の売り入札価格について、機会費用の考え方をどのように取り入れるべきかの検討を進めてきたところ。また、限界費用そのものについても同様に、入札価格が適切にその時点での電気の価値を表し、それにより適切な価格シグナルを出すことの重要性が指摘され、その定義の明確化が進められてきた。

第66回制度設計専門会合（10月22日開催）においてスポット市場での入札における機会費用の考え方及び関連論点について事務局より説明し、ご審議いただいた結果、委員からは、機会費用の恣意的な運用を防止するため事前に事務局に対して考え方を提出することを求めるべき、事業者間での認識にずれがないようにすべきといった意見があったため、事前に事業者向けの説明会を実施したうえで、12月1日以降の取引について、スポット市場への売り入札における機会費用の計上を認めることとされた。また、限界費用についても、追加的な調達が合理的であると客観的に確認可能な場合、燃料の追加的な調達価格を考慮した上で入札することは、事業者の原価管理の考え方や燃料の需給状況を価格シグナルとして反映するという観点から、許容されることと整理された。

上記議論を踏まえ、旧一般電気事業者及び新電力向けの勉強会を開催した上で、第67回制度設計専門会合（11月26日開催）において、改めて機会費用と限界費用の考え方や監視方針についてご審議いただいた。

2. 対応方針

本件については、第66回制度設計専門会合（10月22日開催）、第67回制度設計専門会合（11月26日開催）等において議論の上、旧一般電気事業者及び新電力向けの説明会において考え方の周知につとめてきたところ。

上記制度設計専門会合での整理を踏まえ進めることとし、とりわけ、恣意的な運用防止等の観点から、12月1日以降、旧一般電気事業者がスポット市場に機会費用を反映して入札する際には、事務局に対して2週間前までに機会費用の考慮方法の提出を求めるとともに、当面の間は、機会費用を入札価格に反映した場合には直ちに事務局への報告を求めることとしたい。また、限界費用については、これまで旧一電の自主的取り組みとして位置づけられ、各社が一定の裁量をもって運用されてきたが、今後、事業者が原価管理の考え方を変更し、入札価格に反映する場合には、その旨を開始1週間前までに各社HP等にて公開し、入札後は直ちに事務局への報告及び説明を求めることとしたい。

以上